

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県下各地における人権啓発の取組を支援するため、人権をテーマとした研修会等を開催する団体等への講師派遣について必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 講師を派遣する研修会等は、県内に主たる活動拠点を置く民間団体や学校、企業等が主催する人権をテーマとした研修会で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

- (1) 県民の人権問題に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する人権施策の推進に資すると認められるものであること。
- (2) 山梨県内で開催されるものであること。
- (3) 主として山梨県内に居住する者又は山梨県内に通勤ないし通学する者を対象として開催されるものであること。
- (4) 参加者が概ね30人以上のものであること。
- (5) 講師の講演時間が概ね45分を超え120分以内であること。
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(派遣の申請)

第3条 講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する2か月前までに、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣申請書(様式第1号)により山梨県県民生活部県民生活安全課長(以下「課長」という。)に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第4条 前条の規定による申請があった場合は、課長は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣等通知書(様式第2-1号)により申請者に通知するものとする。

- 2 課長は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、直ちに該当講師に、やまなし人権啓発出前講座・講師依頼書(様式第2-2号)により講師依頼を行うものとする。
- 3 課長は、第1項の規定により講師の派遣を行わないことを決定したときは、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣等通知書(様式第2-3号)により理由を記載の上、申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第5条 講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から10日以内に、当該研修会等の実施結果を、やまなし人権啓発出前講座実施結果報告書(様式第3号)により課長に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 知事は、予算の範囲内において、講師に対して謝金及び旅費を支払うものとする。ただし、派遣された講師が公務員の場合はこの限りではない。

2 前項の規定により知事が負担する経費の支払いに関する事務は、山梨県県民生活部県民生活安全課が行う。

(庶務)

第7条 この要綱に関する事務は、山梨県県民生活部県民生活安全課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年 8月16日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

様式第 1 号

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣申請書

令和 年 月 日

山梨県県民生活部県民生活安全課長 殿

主催者住所
主催者名称
代表者氏名 印
担当者氏名
(電話、f a x、E-Mail)

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第 3 条の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会のテーマ及び分野	
派遣希望の日時	(第一希望) 令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで (第二希望) 令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
派遣場所	(所在地)
受講対象者及び予定人数	
テーマ・講師等に関する 要望事項	

※ 派遣場所を明記した図を添付してください。

様式第2-1号

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣等通知書

県生安 第 号
令和 年 月 日

(主催者名称) 殿

山梨県県民生活部県民生活安全課長

令和 年 月 日付けで申請のありました「やまなし人権啓発出前講座」講師派遣につきましては、次のとおり派遣することとしましたので、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第4条第1項の規定により通知します。

なお、研修会等の開催後10日以内に、別紙様式第3号により結果を報告願います。

1 主催者及び研修会等の名称

2 派遣の日時

3 派遣場所

4 派遣する講師

氏 名

連絡先

様式第2－3号

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣等通知書

県生安 第 号
令和 年 月 日

(主催者名称) 殿

山梨県県民生活部県民生活安全課長

令和 年 月 日付けで申請のありました、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣につきましては、次のとおり派遣を行わないことに決定しましたので、やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第4条第3項の規定により通知します。

- 1 主催者及び研修会等の名称
- 2 派遣を行わない理由

様式第3号

やまなし人権啓発出前講座・実施結果報告書

令和 年 月 日

山梨県県民生活部県民生活安全課長 殿

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

印

担当者氏名

(電話)

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第5条の規定により、次のとおり研修会等の実施結果を報告します。

研修会等の名称	
実施日時	
講師氏名	
実施場所	(所在地)
受講者数 (主な内訳)	
研修会等の成果	

※ 研修会の開催案内、配布資料や写真、参加者アンケート等を添付してください。